

宇治市音楽連盟規約

(名 称)

第1条 この団体は、宇治市音楽連盟（以下「連盟」）という。

(目 的)

第2条 連盟は市内の音楽愛好家団体相互の親睦、連携を図り、技術の向上に資すると共に、市民の音楽文化向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 連盟は、前条の目的を達成するために次に掲げる事業を行う。

- (1) 音楽団体相互の親睦、連絡、連携
- (2) その他、連盟の目的に必要な事業

(事務局)

第4条 連盟の事務を円滑に処理するため、事務局を置く。

2 事務局の所在は、宇治市内に居住する役員宅にする。

(会 員)

第5条 会員の資格は、次の各号に掲げる要件を全て備える団体とする。

- (1) 宇治市内に於いて活動、または事務局を置く団体であること
- (2) 特定の政党、宗教に属さない団体であること
- (3) 営利を目的としない団体であること

(加 入)

第6条 連盟への加入手続き並びに決定は次のとおりとする。

- (1) 所定の加入申込書必要事項を記載し、連盟あて提出する
- (2) 申込のあった日から最も近い役員会において審議し、諾否を決定のうえ通知する

(脱 退)

第7条 連盟を脱退しようとする会員は、脱退日の1ヶ月前までに、その旨を記載した書面で連盟に通知しなければならない。また諾否の決定は前条に準ずる。

第8条 連盟は、次の各号の一つに該当する会員を役員会の議決を経て除名することができる。

- (1) 連盟の活動を妨げ、または妨げようとする行為をした会員
- (2) 連盟の名において目的と異なる活動をし、またしようとした会員
- (3) 連盟の品位を著しく汚し、もしくはそれに準ずる行為をした会員
- (4) 連盟の規約に違反し、またはそれに準ずる行為をした会員

(役 員)

第9条 連盟の役員定数は次のとおりとする。

- (1) 会長1名
 - (2) 副会長2名
 - (3) 会計1名
 - (4) 庶務若干名
 - (5) 渉外若干名
 - (6) 広報若干名
 - (7) 会計監査2名
- 2 前項の定める役員のほか、役員会の議決を経て必要な役員を置くことができる。

(職 務)

第10条 役員の職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は連盟を代表し、役員の協力を得て連盟の運営を総理する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。

- (3) 会計は連盟の財務全般を担当する。
- (4) 庶務は連盟の事務全般を担当する。
- (5) 渉外は連盟の対外的折衝を担当する。
- (6) 広報は連盟の広報全般を担当する。
- (7) 会計監査は会計事務を監査し総会において報告する。

(任 期)

第11条 役員の任期は4月1日から翌年3月31日までとし、再任を妨げない。ただし、新年度役員選出までの期間は、前年度役員がその任に当たるものとする。

(会議および議決)

第12条 連盟はその目的達成のため次の会議をもつ。

- (1) 総会
 - (2) 役員会
 - (3) 代表者会議
 - (4) 事業委員会
- 2 連盟におけるすべての会議の議決は、定数の過半数が出席し、多数決による。ただし、総会における本規約の改正は、出席者の3分の2以上の賛成を得なければならない。

(総 会)

第13条 総会は連盟の最高議決機関で、年1回開催し次の事項を審議する。

- (1) 連盟の基本方針に関する事項
- (2) 役員の選出
- (3) 事業計画及び事業報告に関する事項
- (4) 予算及び決算に関する事項
- (5) 規約の改廃に関する事項
- (6) その他役員会で重要とした事項

(役員会)

第14条 役員会は役員（会計監査を除く）で構成し、連盟の運営に関する事項を審議する。

(代表者会議)

第15条 代表者会議は、会員の全部または一部により構成し、連盟の目的および活動の遂行のため専門的な事項を審議する。

(事業委員会)

第16条 事業委員会は、各種事業を遂行するため役員会の議決を経て設置し、事業の企画運営等に当たる。

(会 計)

第17条 連盟の会計は、会費及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第18条 連盟の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(会 費)

第19条 連盟は以下の基準に従って会員から会費を徴収する。

- (1) 会員均等に課金する均等割額（年3,000円）
 - (2) 会員団体内の人数に応じて課金する人数割額（人数に300円を乗じた額）
- 2 会員は前項（1）、（2）の合算額を毎年4月中に納入しなければならない。
- 3 年度途中の入金は、入会時に当該年度分全額を徴収する。
- 4 会費は、錯誤によるほか一切返金しない。

(顧問)

第20条 連盟は、総会の議決により顧問を置くことができる。

(解散)

第21条 連盟は、総会の議決により解散することができる。ただし、連盟が財産等を保有する場合、これの処分等については次の各号に定める順による。

(1) 第3条に規定する事業により償却する。

(2) 連盟に代わる全市的な組織が結成されるまでの間、宇治市の所管課寄託する。

2 解散の日は、議決の日を含め90日以内とする。

《附 則》

この規約は、昭和62年4月18日から施行する。

この規約は、平成18年4月22日から施行する。

この規約は、平成18年7月31日から施行する。

この規約は、平成22年4月24日から施行する。

この規約は、平成28年4月16日から施行する。